

第16回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和5年 11 月 14 日(火) 15 時 30 分～	
場 所	県庁別館2階 第3会議室A	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	・各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換⑤ (森林法②、都計法②)	

1 開 会

2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

・各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換⑤(森林法②、都計法②)

3 議事の内容

○内藤総務局長

それでは、逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会第 16 回会議を開催します。

議題1ですが、前回と同様、検証対象の法令に係る行政対応に関する考察等について意見交換をしていきたいと思ます。

前々回ですか、森林法の関係。10 月 26 日の会議のときに、まず出していた森林法について、修正があって、2度目の提出ということなので、修正部分を中心に、大川井さんから御説明をお願いします。

○大川井森林保全課長

まず、論点と方策の前に時系列表があって、足したところがあるので、そこをお話しますと、資料の 10 ページ、2019 年 11 月6日と、その下の 2019 年 12 月5日のところですが、地位承継に係る打合せが11月6日、それから12月5日が東部農林が■■■■の代理人に地位承継に必要な書類と今後の手続の流れを回答というようなことで、その事実関係、後から、また検証、考察のところなど出てくるので、それをプラスしています。

それから、今日お配りいただいたものが 10 ページの一番下、論点が①から④で切れ

てしまっていて、⑤が次のページに行ってしまうものですから、僕の手元のものは四角の中に入っているのですが、次のページに行ってしまうので、これは実際は中に入ります。特に論点は変わっていません。

それでは、11 ページに行っていただいて、4番の事実関係を踏まえた論点と考察ということで、前回、事実関係と考察を一緒くたに書いていたので、そこを確認・判明した事実関係と、それから考察に書き分けるということで直しています。まず、(1)の無許可開発への対応とその後の林地開発許可申請への対応は適切であったかについての事実関係ですけれども、読み上げますけど、「■■■■は、2006年4月に、逢初川源頭部の北側に隣接するエリア(C工区)において、都市計画法に基づく許可を受けて宅地造成に着手し、その後、同年10月にD、E工区に拡大する変更許可を受け、宅地造成を進めていた。」

次が、「県東部農林事務所は、2008年4月に、D工区で5条森林が1ヘクタールを超えて改変されており、森林法に基づく林地開発許可違反であることを認知した。」

それから、「県東部農林は、直ちに■■■■に対し、「開発行為の中止」、「土地の形質変更面積の実測及び提出」、「復旧計画書の提出」を指導した。」

それから、「2008年5月に、■■■■から県東部農林に復旧計画書が提出され、その内容は「平坦部への植栽」及び「法面への種子吹付」であったが、県は、土工が終盤まで進んでおり、原型復旧には盛土をしなければならず、また、擁壁を壊すことにもなり合理的ではないとの判断から、これを受理した。」

それから、「同月、■■■■による復旧工事が完了し、県東部農林は、現地で復旧工事の完了を確認した。■■■■は、林地開発許可申請書を東部農林に提出した。」それから、「林地開発許可の規定程では、森林法と都市計画法で審査基準の項目が重複するものは都市計画法の基準によるものとされており、森林法だけの項目については森林法の基準によるものとされている。県東部農林は、市が都市計画法に基づき審査した部分は、林地開発許可の審査項目のチェックリストを埋められる資料があるかを確認した。県東部農林は、2008年7月に、D工区の林地開発を許可した。」ここが事実関係の部分です。

それに対する考察ですけれども、「林地開発許可違反に対して、直ちに「開発行為の中止」、「土地の形質変更面積の実測及び提出」、「復旧計画書の提出」を指導することは一般的な対応であり、適切であったと考えられる。

林地開発許可違反に対する復旧については、国の通知で「復旧に必要な行為」とは原形に復旧することのほか造林その他の措置により当該森林が従前有していた公益的機能を復旧することを含むものであり(以下略)」とされており、原形復旧が合理的ではないという県の判断は、裁量の範囲であったと考えられる。」

それから、「違反をした■■■■に対する林地開発の許可については、」ここからが前回、不許可にする基準がないというふうに書いてあったんですが、修正したところになります。「森林法では、違反した業者を不許可とする規定は無いこと、及び審査基準に適合していることを確認しており、森林法では審査基準に合致していれば許可しなければならないことから、それ自体に問題はない。」

これに対する考察ですけれども、「県東部農林は、██████に対して██████へ土砂の搬入を指示したかを聞き取る、現地の地盤の高さが計画より低いのか測定するなどの裏付けを行っておらず、必要以上の土砂の搬入が起りえた可能性も否定できないことから、慎重に対応すべきであった。」ということで、少し表現が、文章をプラスしております。

それから(4)番、指導文書が返戻されて以降の事業者への対応は適切であったかという論点です。この事実関係は、「県東部農林は、2011年3月に、██████に対して許可条件違反で文書指導を行い、指導に従わない又は文書が到達しない場合は、中止命令を行うこととしていた。

法に基づく命令等の処分は、占有者、所有者にも承継されることから、中止命令を発出しておくことにより、今後、違法行為が行われることがないように抑止効果を期待したものであったが、県東部農林は、土地の所有権が██████に移り、██████に開発を再開する動きが見られなかったことや自然緑化が進行していたことから、中止命令を発出しなかった。」

それから、「D工区に係る担当者からの引継については、中断している林地開発箇所の一つという認識で、特別問題がある箇所としての引継や、事業者への対応が行われていた記録は残っていない。」という事実です。

これに対する考察ですけれども、「新たに土地を所有した██████は、2019年10月に市から事業承継に係る相談があるまで開発を再開する動きは見られなかったが、██████からさらに所有権が移り、違法開発が行われる可能性もあることから、最悪の事態を想定し、中止命令を発出しておいたほうが万全を期すことができたと考えられる。」ここはちょっと追記しております。

それから、「D工区に係る担当者間の引継については、工事が止まっていたことや自然緑化が進行していたものの、最悪の事態を想定した担当者間の引継をすべきであったと考えられる。」ということです。

それから、続いて(5)番目の論点ですけれども、地位承継された際に、承継者に対し、当該林地開発許可の中止命令を行う必要はなかったかという、この事実関係ですけれども、「██████の代理人が、2019年11月に、県東部農林に来所し、事業承継等の手続の確認を行った。県東部農林は、2019年12月に、██████の代理人に対し、地位承継に必要な書類及び今後の手続について回答を行った。」それから、「2020年3月に、██████から県東部農林に林地開発行為地位承継届が提出され、県東部農林はこれを受理した。県東部農林は、2021年2月に、██████に対し現況図を作成するよう指示した。」という事実です。

それに対する考察ですけれども、「██████の代理人が、図面を持参して県東部農林を訪問し、地位承継や林地開発許可の変更に必要な手続きを確認するなど、法令に則り対応する姿勢を示していたことや、現場に重機が搬入されていなかったことから、許可の内容と異なる開発を無断で行うおそれは低く、中止命令を発出する必要はなかったと考えられる。」という考察でございます。

この論点、これらを受けて、5番の考察を踏まえた再発防止に向けた対策ということで、

大きく2つに分けて記載してございます。

(1)番が開発事業の中断に対する対応ということです。3点ありまして、1つ目が、「開発事業が途中で中断するおそれがある場合は、法面の崩壊や土砂の流出などの災害が発生しないよう、防災上最低限必要な施設を早急に施工させるよう事業者を指導する。事業者の指導にあたり、職員が自ら簡易に開発地の現況を把握できるよう、デジタル技術を活用した測量機器を整備する。」

それから、2点目が、「開発事業が中断し、さらに事業者と連絡が取れなくなる等により今後の開発の意向が確認できない場合は、その後、占有者や所有者、新たな事業者による無秩序な開発を未然に防止するため、必ず中止命令を発出するようにする。」

3点目が、「開発事業が中断している箇所については、定期的に巡視等を行い、開発が進んでいないか、土砂の流出は見られないか等を確認するとともに、中断に至った経緯や現在の状況等について後任に引継を行う。」ということです。

それから、(2)番、最悪の事態を想定した職員の意識改革ということでもまとめています。なるべく熱海の土石流の災害後、森林・林業局のほうで対応していることを具体的に書くということで、そういった方針でここをまとめてあります。

5点書いてありますけれども、まず1つ目が、「逢初川の土石流災害をふまえ、林地開発許可違反への対応として、各農林事務所が抱えている懸案箇所について、本庁と農林事務所に対応状況の確認と共有、対応方針の検討等を行う「保安林・林地開発制度適正運用検討会議」を四半期ごとに開催するとともに、悪質な違法開発や、対応困難な事例の情報共有として「林地開発許可違反对応事例集」等を作成した。

2つ目が、「林地開発許可申請書の審査や開発中の事業者の指導等において、実際に事業者の指導等にあたる職員の技術力向上のため、林地開発許可業務担当職員向けの研修を拡充した。」

それから、3点目ですが、「規定の面積以下で林地開発許可の対象とならない開発行為においても、開発範囲の無秩序な拡大や不適切な盛土等を未然に防止するため、伐採造林届を所管している市町と開発の初期から連携して適切に対応するよう「小規模林地開発に係る対応の手引き」を作成した。」

それから、4点目ですが、ここはまるきり追記していますが、「市町が抱えている森林法に係る違反案件や案件事項について、大きな問題となる前に迅速に対応するため、県の森林法関係部局の横連携により、市町担当者がワンストップで県に相談や意見交換ができる「森林法よろず相談会」を開催している。」

それから最後ですが、「違法な開発を早期に発見し、開発範囲が拡大する前に事業者に対して指導するため、盛土対策課と連携し、衛星写真の差分解析による森林が消失した箇所の抽出と、市町が受理した伐採造林届とを突き合わせるシステムを整備する。」ということでもまとめてございます。

ここは、今日、盛土対策会議で少しお話が出たと伺いました。

○内藤総務局長

そうですね。

○大川井森林保全課長
以上になります。

○内藤総務局長
ありがとうございました。
最初に、まず4番のところから、御質問等ありましたらお願いします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
いいですか。事実関係のところなんですけど、1ポツ目、2ポツ目、4ポツ目、5ポツ目も
そうか。一応、年月というか、日時というか、日が分かるような形になっているんですけ
ど、最後、「 は、林地開発許可申請書を県東部農林に提出した。」というのは時期
を書いたほうが分かりやすいかなとちょっと思い、ほかのところもそうかもしれないので
すが、そういうのを書けたらいいかな。

○内藤総務局長
そうですね。ほかの法律もちゃんと書くように、そこは調整して、合わせていきたいと思
います。
そのほかどうでしょうか。清水さん。

○清水総務局参事
言葉の関係で、審査基準と許可基準という言葉が出てくるとはと思いますが、どちらでしょ
うか。

○大川井森林保全課長
そうですね。正確には、県の要領の名前は、林地開発許可審査基準なので。

○清水総務局参事
そういう流れですね。なるほど。

○大川井森林保全課長
そこは、そうですね。どちらかに統一して。

○内藤総務局長
そうですね。
すみません。12 ページの(1)の考察の一番最後のポツですけど、ここの(1)については、
大体、適切であった。裁量の範囲であった。それ自体問題ない。4ポツ目だけが、県で改
めて内容を確認すべきであった。都市計画法との関係で、市が審査した部分は特段確
認しなかったということなんです、これ。

○大川井森林保全課長

そうですね。担当者のヒアリングをやっていただいたときにも、当時の担当者が言っていたんです。

○内藤総務局長

リストを埋められる資料があるかどうかということで、県で念には念を入れて改めて確認すべきであったという考察に対して、5番のところですね。考察を踏まえて、再発防止の対策のところに、その対応する記載がどこになるのかなと。

○大川井森林保全課長

5番の(2)の2ポツ目、強いて言うならそこかな。林地開発許可申請書の審査や開発中の事業者の指導等において、職員の技術力向上……。

○内藤総務局長

研修を拡充したというところが対応している。そのぐらいしかないのかね。

○大川井森林保全課長

そこは、どちらかという、職員が業務に向き合う姿勢であるとか。

○内藤総務局長

姿勢のところなんだ。これはさっき言った許可審査基準で、何かうたわれているような話でもない。

○大川井森林保全課長

そうですね。しっかり見るということなので。

○内藤総務局長

了解しました。ありがとうございます。清水さん。

○清水総務局参事

すみません。12 ページの(2)の考察のところで、自分がちゃんと分かってないところがあるのですが、考察の1ポツ目の3行目までの途中のくだりというのは、「経営状況が悪化したとの情報を受け、」「防災上危険であるとの認識のもと、応急処置として、切土法面の下部に仮設沈砂池を設置させているが」とあるんですけど、これは上の事実関係でいくと、どこのことでしょうか。これは防災工事をやるよと1回出てきて、容量が足りないよねと言って、もう1回やってねと言って、改めて完了届が出てきて、そこで止まっちゃって、その後のことになるんですか。

○大川井森林保全課長

そうですね。寸法が足りない等ということで指導して、その後、最後、見に行ったときには、なぜかちょっと位置も違うんですけど、2つ、沈砂池が造られていたんですけども、その部分。

○清水総務局参事

そこを捉えて言っているような感じなんですね。

○大川井森林保全課長

結局、それもうまくできてなかったんです。

○清水総務局参事

ええ。

○内藤総務局長

事実関係の下から2番目のポツのところのことを言っていますか。

○大川井森林保全課長

そうですね。

○内藤総務局長

大体よろしいでしょうか。

○清水総務局参事

あと、同じところの、こういう観点は要らないかどうかというところなんですけど、同じ(2)のところ、2008年10月に、再度の完了届が出てきたときに、市に話したら、■■■■の経営状況が怪しいもので、立合いは難しいかもしれないよという話があって、その後に、■■■■が変更届を出してきているものですから、そのタイミングで改めて施工した沈砂池の状況について確認をする算段をつけるとか、何かそういうあれもできたんじゃないのかみたい。どういう形で完了届じゃなくて、変更届を出してきたのか、ちょっとあれなんですけども、もし面前で出てきたんだったら、そのタイミングで捕まえて、やろうということも可能だったかもしれない。結局、再度の完了届が出てきたときに、そのときの沈砂池の状況というのはどうだったかというのは確認ができて、しているんだっつけ。

○大川井森林保全課長

最終的には2011年3月のときに現場を見ているんですが……。

○清水総務局参事

2008年10月のときにどうだったかというところは分からなという。

○大川井森林保全課長

分からないですね。その後、ブロック積みの施工とか、仮設沈砂池形状の素掘りを確認した。これが2008年。変更届、工期だけだよね。

○大野森林保全課課長代理

工期だけです。

○大川井森林保全課長

工期の変更だけだったんだね。確かにそのときに言ってもよかったじゃないかという話はあるかもしれないんですけど。

○清水総務局参事

業者はいないけど、見に行っている。12月に行っているのか。

○大川井森林保全課長

12月24日に行ってます。

そのときに書類で、一応、当初計画箇所に容量を満足する規模の沈砂池形状の素掘りがあるというのは確認しているんですね。

○清水総務局参事

確認をしている。そういう意味でいくと、あれか。事業者はいないけど、状況は確認しているということを踏まえれば。

○大野森林保全課課長代理

打合せとかも行って、その中で、沈砂池だけじゃなくて、排水施設とか、そういうものも早急にやってくださいという指導は、現地とか、事業者に対しても何度も繰り返し行って、その中で、一部横断排水溝ができたりとか、入り口部分のブロック積みが少し積んであるというような状況は見られます。

○大川井森林保全課長

それが2009年4月とか、6月とか、その辺り。

○清水総務局参事

それまでの間に会っているときにそういう指導をしているということなんですね。分かりました。

○内藤総務局長

大丈夫ですか。いいですか。望月さん。

○望月盛土対策課長

C工区があって、Eに拡散していったんですね。事務手続上、それはやむを得なかった、妥当だったという整理ですよ。

○大川井森林保全課長

そうですね。CからD、EとかDへ拡大していくときというのは、そのときはまだ東部農林も認知していなかったもので、D工区とか、E工区、D工区が大分工事が進んでしまっから、東部農林がそこは林地開発許可違反だということを知り得たので、そこはやっぱり……。

○望月盛土対策課長

そのてんまつを明確に書いておいたほうがいいんじゃないか。これだと県が悪者になってしまう可能性がある。

○大川井森林保全課長

そこは11ページの4の(1)のところの事実関係で、1ポツ目と2ポツ目がそこに当たる事実関係になるんですが、考察のほうにも書いたほうがいいんじゃないかという感じですかね。やむを得なかったというような。それは書くことができます。

○望月盛土対策課長

これはこの前、メールをさせてもらった。これがちょっと引っかかるんですけどね。見えないと、分からない。

○内藤総務局長

ここで一旦休憩します。

(休 憩)

○内藤総務局長

いいですか。じゃ、今、望月課長からあった話についてはもう一度確認するというところでよろしいでしょうか。当時の方に聞き取りたいと思います。

そのほか何か。

○清水総務局参事

ちょっといいですか。言葉だけの話なんですけど、(5)の考察のところで、「現場に重機が搬入されていなかったことから、許可の内容と異なる開発を無断で行うおそれは低く」

とあるんですけど、現場に重機が搬入されていないというのは、いつでも搬入しようと思えばできてしまうから、あまり理由としてはふさわしくないのかなと少し思ったんですけど。

○大川井森林保全課長

ここの意図は、 が、別に関発する意図はなかったよ、と…。

○清水総務局参事

現場に重機も入れられてなくて…、その前にちょっと持ってくればいいんですか。分かりました。

あと、5の(1)の考察のところの1ポツ目のところの2センテンス目というか、「事業者の指導にあたり」というくだりがあるんですけど、これは1つ、ポツを起こしてもいいんじゃないかなと思ったものですから。特出して、1つのポツにしても十分、対応としてはいいんじゃないかと。

○大川井森林保全課長

それでもいいかもしれませんが、では、ここは行を変えてポツにしておくという話。

○清水総務局参事

あと、(2)のタイトルで「意識改革」とあるんですけど、ここの対応の部分で「意識改革」という内容にあるのかなと思って、想定した対応とか何か、ここの書きぶりは、もう一考してもいいのかなと。意識改革というとうとうかなとちょっと感じたものですから。

細かいところで、あと、対応のところの2ポツ目の「研修を拡充した」とあるんですけども、どう拡充したとかというのも具体的な部分があってもいいのかなと思いました。あと、その下の3ポツ目で「適切に対応するよう」とあるんですけど、ここももうちょっと具体的なものが書ければ、例えばこういう対応など適切な、多分、この手引きの中に書いてあるものを例示すればいいのかなと思うんですけども、そういうのもあったほうがいいのかなと思いました。あと、よろず相談会もどう開催しているというか、どのぐらいの頻度でとか、どういうところを捉えてだとか、何かそういうようなところも具体的にあったほうがいいのかなと思ったので。そのような感じです。

○内藤総務局長

その辺はいいですか。大川井さん。

○大川井森林保全課長

もうちょっと考えて。

○内藤総務局長

拡充の内容とか、「適切な」の内容とか。

○大川井森林保全課長

書けるので。

○内藤総務局長

5番のほうに行ってしまいましたけど。ほかに何かありますでしょうか。

大丈夫ですかね、今日のところは。

では、森林法については、ここで一旦、終了とさせていただきます。

(休 憩)

○内藤総務局長

それでは、再開します。

まず、次は都市計画法についてなんですけれども、福田課長のほうから修正の資料を提出していただきましたので、まずは修正箇所を中心に説明をお願いします。

○福田土地対策課長

私のほうからは、前回、こちらで出た中で、1つ終わってないところがあります。無許可開発区域についての図示というのが宿題として出ていましたが、申し訳ございません。そのところはまだできていませんので、御承知おきください。

そして、今の話に出た無許可開発区域の話ですが、まず冒頭のところ、一番最初のページの都計法の1番の(1)のところですが、ここを変えてあります。図示まではできてないのですが、ここの言葉をちょっと変えなければいけないのかなということで、逢初川源頭部北側の②区域と⑤区域に挟まれた区域及び④区域の東端といいますか、東端部分という書き方に変えております。ここのところは、この言い方はよくないよということでしたら、また、御指示ください。

それから、付け加えた部分として、前回、これも出た話として、公文書の関係について、不存在の期間があることについて、その要因というようなものを加えたほうがいいのか、委員長からお話がありました。これも3番になるんですが、3番の(1)にそれを加えています。これも題名が事実関係を確認するための公文書の存否についてという題名で(1)に入れてあります。これも入れる場所をどうしようか、一番最後に入れたほうがいいのか、ここに入れるのがあるのかと非常に迷ったんですが、公文書云々の話はどうしても後のほうでよく出てくるものですから、なるべく前に入れたほうがいいのかと思ひまして、ここに入れました。

公表中の公文書の状況というところで、現在、文書がどうなっているかということですが、 による無許可開発に対する行政対応の開始が2002年度になります。それから、完了が2005年度ということになりますが、その公文書として2021年10月18日に81件、Dの81までが全部そういうことになるんですが、81点の公文書を公表したと。当該文書に関してはそこで表が入れてありますが、年度ごとにある年度、ない年度というのがかなり極端な差があります。偏在が著しくという言葉を使いましたが。

2002年度は、たった2か月なんだけれども、58文書が存在します。ところが、2004年度に至っては公文書がゼロという年度もありますということをまず書かせてもらって、もう一つは、これらの公文書の中には、公函があったりとか、函面なんかは文中に出てくるのですが、ない書類というのがあります。そういった、例えばDの64などを想像してもらうと分かるんですが、そういったおかしな書類、文書もあって、不完全なものが散見されます。

それに関する経緯ということで、下に行きますが、これは熱海土木事務所の都市計画課ということになるのですが、公文書が全く見つからないと。文書管理規則に定められた保存年限があります。これが何年だったのかというのは、恐らく10年だったと思うのですが、保存年限が満了したことにより廃棄されたものと思われる。

また、開発許可権限の移譲に伴って熱海市に引き継がれたのではないかという話もありましたが、これに関しては私も熱海市役所に行って、熱海市のほうでも確認しているのですが、県市双方で確認した結果、権限移譲に伴って、県から市に文書が引き継がれたものではないということを確認しています。何でかという、完了案件の文書というのは当時引き継がないということになっていました。これも恐らく■■■■の関係の書類というのは、ここでも説明してお分かりのとおり、17年度に終わっています。■■■■自体が完全に撤退したということもありますので、完了したということで引き継がなかったのではないかなと考えられます。

そしてもう一つ、現在公表している81文書の出どころ、先ほど言ったとおり、熱海土木ではなくて、どこから出たかという、本庁の土地対策室と建築安全推進室に保存された文書から出ています。この中で本当に原本と言える書類というのは一部の本庁職員が例えば現地調査をしたとか、例えば■■■■が来たとか■■■■が来たという、その聴取記録をつくったような文書ですね。それ以外は全て熱海土木のほうから送られてきている文書ということになります。ですので、どうしてもちょっと不完全になっているところがある。

ただ、そうは言いますが、本庁のほうでは、措置命令事案という非常に珍しい事案だったので、文書が引き継がれたんだろうと考えられます。

以上のとおり、該当する公文書の原本が存在していない、ほとんどが熱海土木から送られてきた文書ということから、年度ごとにばらつきがあったり、一部書類が欠落していたりということが生じたものと考えられます。という具合にまとめました。これ、こんなに言わなくてもいいよ、もしくは何か足りないところがあるところではまた御指摘ください。

それから、本論に入っていきますが、あと(3)として事実関係を補足する職員、3番のところですね。3番の時系列がまずあって、(3)のところに聞き取り調査の結果というのをまとめましたが、これも都市計画法の場合だと、今みたいに書類の欠落が多いせいで、かなり聞き取りの内容が長くなっています。ここもちょっと削る部分があれば、また教えてもらいたいと思います。

一番最後に事実関係を踏まえた論点というのが、赤で囲ったものがありますが、書いてあって、そして4番、事実関係を踏まえた論点に対する考察ということになります。ここ

のところの修正部分なんです、前回、かなり考察のところには本当は事実関係なんだけど、入ってしまっているということで、そのところは上の事実関係のところを持っていったほうがいいという話がありましたので、そういった修正を(1)ではしています。

(2)に関しても同様です。無許可開発事業者を当該開発から排除したことは適切であったかの部分なんです、このところの修正箇所というと、下から上に持っていったところがあるくらいで、特に文中のてにをはぐらいはいじりましたが、ほかに修正はございません。

(3)ですが、に行ってください、ここも同じように考察のところに入っていた事実関係を上に持っていったぐらいの修正です。

(4)になりますと、考察のところの1ポツ目に米印を入れました。前回、話が出た中で、排水計画ですね。排水計画が適正であったかどうかというのを技術の職員に見てもらってくださいという話がありました。そのところはうちの技術の2人に、土木職と建築職に見てもらった結果、ここは非常に簡単に書いてあるんですが、米印で、また、土地対策課において排水計画に関する関係書類の審査を行い、法に規定する技術基準、うちの技術基準、排水の容量というのは5年確率で見ることになっています。その5年確率の容量を満たすものというのを確認しました。図面を本当はつけられればよかったのですが、皆さんのところに■■■■のこういう排水計画平面図というのをお配りしてあると思いますが、これで見てもらうと、実際は、この区域は上のほうまで行っているものですから、広いんですが、この部分というのを拾うことになっていて、それに対する容量を満たすだけの溝ですね。それがありますということは彼らに見てもらっていますので、大丈夫であろうと。ただ、ちょっと不自然な形をしているというのがありますが、容量的には大丈夫であるということを確認しております。また、これも入れる場所がここでよかったかどうかというのがありますので、そこはまた御指摘していただければと思います。

それから次の(5)権限移譲に係る県から市への支援は適切であったか。ここは前回、清水さんから材料をもらって、そこはそのままぼんと入れてしまっています。ただ、若干、既にこちらのほうで手を打っているような部分もあったりするので、そのところはちょっと文言を修正したりしていますが、おおむね清水さんからもらったものがここに入っています。ですので、そのままと思ってもらえば結構です。

次は、5番の再発防止に向けた対策のところ、2ポツ目から内容が変わっていますので、読み上げさせてもらいますと、「県市町を構成員とする開発許可連絡協議会や、年度当初に実施している開発許可制度新任者研修会などの機会を活用し、市町職員の開発許可制度に対する理解を深めるとともに、関係機関との連携の必要性を認識させる。」この最後の「関係機関との連携」という部分が前回入れたほうがいいんじゃないのと言われたところを入れてあります。

次のポツが、また、土地対策課及び土木事務所では、市町からの開発許可事務の運営等に関する相談に対し、引き続き気軽に相談、これは清水さんからの指摘ですが、再発防止策のところは文言をかなりいじらせてもらいましたが、引き続き気軽に相談できる雰囲気窓口の設置に取り組んでいくところを入れてあります。

もう一つ、前日の開発許可制度連絡協議会などにおいて、開発許可権限の運用にお

ける課題等について、市町から吸い上げる機会を設ける。現在、開発許可制度の質問というのは市町から1日当たり、結構な件数来ており、実際に結構気軽に市町は聞いてきています。ですので、こんな書き方になっています。

最後に、これは望月課長からの指摘ですが、また、行政対応上の反省点ではないが、当時の公文書の原本が存在していないことが事実関係を把握する上で大きな支障となったことから、公文書の管理に関し、以下の改善が必要と考えるということで、これはこのような言い方でいいのかなんのですが、公文書の紙からデジタルへの電子化を進め、公文書の作成・保存・移管、または廃棄といった工程を電子的に管理し、過去の公文書の状態確認や検索を容易にする。これはどちらかというとな全庁的な話なので、こんな書き方はよかったのかなど、迷いはありましたが、こういった言葉を入れさせてもらっています。

都計法に関しては、今回の修正点は以上になります。

○内藤総務局長

ありがとうございました。

それでは、今の御説明に対して御質問などありましたら、お願いします。

場所については、また、ちょっと書き表し方を考えたいと思いますが。

○福田土地対策課長

そうですね。

○内藤総務局長

今まで何と書いてあったんでしたっけ。

○福田土地対策課長

場所。

○内藤総務局長

場所については。

○清水総務局参事

多分、今回、場所をいじったのは、無許可開発区域の位置関係の認識が違っていたところがあるので、そこをちょっと書き表しているという感じ。

○福田土地対策課長

前はC工区。

○内藤総務局長

C工区だと思っていたから。

○福田土地対策課長

完全に④区域の中と思っていたものですから。なので、そのままC工区と書いてあったんじゃないかな。

○内藤総務局長

さっきの。

○福田土地対策課長

これだ。逢初川源頭部北側の④区域と書いてある。C工区という。

○内藤総務局長

10 ページの開発許可権限の移譲に伴う熱海市への引継ぎのところの3ポツ目なんですけど、⑤区域に関する■■■■の開発許可関係文書が市に引き継がれている。そうなんです。ただ、さっき、確認したら、⑤については……。

○福田土地対策課長

廃棄された。

○内藤総務局長

引き継がれてないとおっしゃいませんでしたっけ。

○福田土地対策課長

⑤区域は引き継いではいるんだけど、廃棄されている。

○内藤総務局長

完了を打ったのは県だけど、引き継がれているという、でいいですか。県で完了したものは引き継がないというルールがあるので。

○福田土地対策課長

そこら辺は何というんでしょう。■■■■に関しては完全に消えちゃって、業者自体が消えちゃっているんで、同じ完了でもちょっとニュアンスが違って引き継がなかったと思われる。

○内藤総務局長

これは■■■■じゃないということ。■■■■だから、引き継いだ。

○福田土地対策課長

引き継いだ段階では、そうですね。■■■■になっています。

○福田土地対策課長

そうですね。完了で扱いが確かに違う。事実としてはともかく、書き方は工夫します。

○内藤総務局長

実際は引き継がれているんですね。引き継がれた上で廃棄がされているんですね。熱海市において。

○清水総務局参事

ちなみに⑤区域の完了の年月日というのは何で確認ができるんですって。

○福田土地対策課長

それも⑤区域のところの年表で書いてあって。

○山下土地対策班長

開発登録簿。

○福田土地対策課長

開発登録簿で確認したんだっけ。

○山下土地対策班長

8月ぐらいじゃなかったっけ。

○清水総務局参事

命令を解除したのは、でも17年6月か7月じゃなかったでしたっけ。

○山下土地対策班長

完成検査が8月ぐらいだったかなと。

○清水総務局参事

命令解除してすぐ終わったということですか。

○福田土地対策課長

2006年3月24日かな。開発許可の完了検査、検査済証交付。

○清水総務局参事

平成18年3月。

○内藤総務局長

ぎりぎりどん詰まりになるんですね。

○福田土地対策課長

本当に直前ですね。[REDACTED]に替わっていますね。

○内藤総務局長

土壇場だったから、だから引き継いだのか。

○福田土地対策課長

そういう要因もあったのかもしれませんが、本当にほやほやなので。

○内藤総務局長

ほやほやだから。

○福田土地対策課長

もともと完了案件を引き継がないというのは文書化されていたわけではなくて、何となく取扱いみたいでそうなっている。なので、うまく整理できるかどうか分かりませんが、ここは確かめます。

○内藤総務局長

分からなければどうしようもないですけど。

さっきの関係で⑤についても、排水のところ、そこに計画段階でしっかり確認したのか、あるいは完了のときに検査はやったのかというのは、ちょっとそこに的を絞って、担当の人にももう一度聞いてみたいと思いますので。

○福田土地対策課長

だから、開発許可申請時の職員と、それと完了時の職員ということですね。いずれも、前回、ここで聞き取りをした。

○内藤総務局長

来てくれたんですね。だから、はっきりそこをもうちょっと的を絞って、もう一度聞きたい。もうちょっと電話でもいいですけどね。

○福田土地対策課長

覚えてないだろうな。恐らく前のほうは全然覚えてないでしょうし。

○内藤総務局長

確認をしないと、あれなので。

そのほかありますでしょうか。

○望月盛土対策課長

すみません。9ページの冒頭のところに、書類の偏在と書いてありますね。具体的にぼつぼつとあるところというのは、県庁の事務所とか、そういうのは分かりますか。

○福田土地対策課長

全部、これは県庁の文書です。そもそも。

○望月盛土対策課長

ないのは事務所ということですね。

○福田土地対策課長

事務所の文書が全くゼロ。追加開示で出た文書A283とかありますけど、ただ、Dに関してはない。1つだけあるのか。

○望月盛土対策課長

ある人は隠している、隠蔽しているんじゃないかという話なので、それを事務所の書類一式、●●しているから。たまたま県庁が持っていた書類が点在しているんじゃないですかという話をしたんですけど。

○福田土地対策課長

そのとおりです。

○内藤総務局長

事務所のほうでは何でAの283とか残っていたんですかね。

○福田土地対策課長

あれは、また場所が違う。

○望月盛土対策課長

何かで棚に入ったみたいですよ。

○福田土地対策課長

課が違うから。用地管理課だったかな。

○内藤総務局長

Aだからというか、Aという番号がついたのは一番最後なので。

○福田土地対策課長

そうそう。

○内藤総務局長

もともとAでもBでもCでもなかった文書だったんですね。

○福田土地対策課長

だから、課が違う。都市計画課の文書が廃棄されている。

○内藤総務局長

ほかの課のは残っているということか。A283 を出したときに、あれだけではなくて何個か出しているんですね。

○福田土地対策課長

そうですね。

○内藤総務局長

それは全部、用地管理課か何かの文書ですか。

○福田土地対策課長

用地管理課とか、工事課とかもあるかもしれません。

○内藤総務局長

都市計画の文書だけがないと。それはだから、権限移譲をもうしてしまったからということなのかな。もう熱海に移譲しちゃったわけだから。

○福田土地対策課長

そうですね。熱海に移譲して、必要なものは渡して、必要でないものは、さっきの完了の話ではないけど、残して、残したものの中で10年たったので文書管理規則に従って捨てましたと。

○内藤総務局長

それが本当にそういうことであれば、最後に文書の管理についていろいろ書いてくれているんですけど、17ページか。公文書の原本が存在していないことが事実関係を把握する上で大きな支障となった。そうなんですけれども、別に間違ったことをやってないんだったら、それはそれでいいのかなという気がするんですね。規則にのっとって、完了したから、10年たったから廃棄したというのは別にまずかったわけじゃない。

○福田土地対策課長

逆にやるべきことをやっただけですね。

○内藤総務局長

そう。むしろ、捨てるべきものが残っちゃっているほうが、おかしかったのかもしれないですね。

○福田土地対策課長

その辺は前に書きましたけど、非常に珍しい、措置命令事案ということで、本庁はそういう感覚で残した。

○内藤総務局長

その割には残り方が。

○福田土地対策課長

だから、ここにも書きました熱海土木から送られてきた文書しかないの。

○内藤総務局長

なるほど。熱海土木も担当の人がしっかりした人か、そうじゃなかったかによって違うのか、それとも本当に欠落している年度というのは熱海土木で何の動きもなかったからということだったのか。

○福田土地対策課長

確かに16年度が欠落しているというのは、16年度というと、防災措置が全くされてない年度なので、実際に少ないは少ないですね、文書自体は。

○内藤総務局長

実際、だから、 とかがいなくなっちゃって、あまり動きがなくなっちゃった。

○福田土地対策課長

そうかもしれない。実際、業者の動きもなかった。

1つは、防災措置の完了とか、完了検査、それは17年度なんだけど、それが欠落しているのがちょっと気になると言っただけは気になるんです。

○内藤総務局長

そうですね。17年度は何もないというのはちょっと。

○福田土地対策課長

17はあります。17年度は。

○内藤総務局長

ありますか。13 文書だけ。

○福田土地対策課長

ただ、結構大事なものもない。

○内藤総務局長

すみません。そのほか何かありますか。

○清水総務局参事

まず、公文書の存否のところなんですけど、経緯等のところで、1ポツ目の2行目に文書管理規程に定められた保存年限の満了により廃棄されたものと思われるというふうに書いてあるんですけど、具体的に熱海土木ではこういうルールでやっています、土地対策課ではこういうルールでやっています。それを踏まえると、保存年限が終了しているので廃棄されたものと思われるというような、具体的に何年後とか、そういったところもちゃんと見せながら、書いたほうがいいんじゃないのかなというふうに思ったものですから。これで書いても、具体的に、いつから何年たっているか、ないねというのは、読んだ人が具体的に何年たったから捨てたんだとか、そこら辺の確かに完了しているから何年たっているから、それはこのルールだったらないよねというふうに思えるような……。

○福田土地対策課長

本当なら決められた年限が分かれば一番、10 年なら 10 年と書きたかったんですけど、文書管理規則自体は、御存じのとおり、県の文書管理規則なので、県で定めている。

○清水総務局参事

なので、熱海土木のものとかはそれでいいんじゃないですか。

○福田土地対策課長

熱海土木も本庁も変わらないですよ。そもそも保存年限は。

○清水総務局参事

どういう整理してきているか、ちょっとあれですけど。

○福田土地対策課長

それは熱海土木がそのルールというのはそもそも分からない。

○清水総務局参事

分からない。

○片山廃棄物リサイクル課長

片山です。5年とか10年とか、熱海土木がどういう設定しているかというところですね。あと、県庁の持っている文書も、年限が多分、どういう設定かで熱海土木と違う可能性はあるんですね。イコールにしているか、それは分からない。

○清水総務局参事

ただ、今だったら、今の取扱いでもいいかなと。

○福田土地対策課長

ファイル管理表みたいなものがないかということでしょう。おっしゃりたいのは。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。

○清水総務局参事

ファイル管理表というか、でも、何となく管理表はなくても、ルールめいたものは何かあるんじゃないかなと。こういう扱いをしようとか。

○望月盛土対策課長

これはとってないと思うな。

○内藤総務局長

今、土地対に残っている文書というのは、重要もしくは異例なものだからということで、永年とかにしてあったんですか。どうなんですか。

○清水総務局参事

常用扱とかじゃないですか。

○福田土地対策課長

恐らく常用で保存していたと思います。

○内藤総務局長

引き継いでないんだ。

○福田土地対策課長

引き継いでいけば捨てられちゃっていますから。

○清水総務局参事

なので、この書き方はあまりにも抽象的過ぎて、もうちょっと具体的なあれがあったほうがいいのか。完了後10年たったからと説明しているんですけど、それは本当にそうなのみたいな。

○内藤総務局長

それは[REDACTED]が言っていたんだよね。

○清水総務局参事

それは熱海の話ですけど、では、県はどうなのという。

○内藤総務局長

熱海市というか。

○清水総務局参事

なので、廃棄しているということは、そのルールがあるということなので。

○内藤総務局長

それは確認できるのかな。

○清水総務局参事

なので、今の取扱いでもいいですけどね。

○福田土地対策課長

本当は廃棄決定文書があると一番分かりやすかったんですけど、それがない。

○内藤総務局長

それすらないと。

○内藤総務局長

今、熱海土木はどういう取扱いをしているかということですね。完了して10年たったら捨てているのか。

○清水総務局参事

許可案件だったら、どういうふうな扱いとか、それはありますね。

○福田土地対策課長

それは文書管理規則で定められている話ですね。

○清水総務局参事

でも、文書管理規則で定められても、許可案件だと10年だとか、そういうぐらいの定め方でしたっけ。

○福田土地対策課長

すごく抽象的な。

○清水総務局参事

そうですね。

○福田土地対策課長

重要なものとか。

○清水総務局参事

そうですね。なので、それをどう捉えているかというのがあると思うんです。

○内藤総務局長

事務所独自に、ある事務所はこういうのは10年とか決めていることもあるかもしれないし、場所によっては5年で捨ててしまっている事務所もあるかもしれないということですか。

○清水総務局参事

ちょっとそこはあれですけど。

○福田土地対策課長

文書管理規則がこの頃はできたばかりの頃ですので、どういうふうにされていたのか、確認しますので。

○清水総務局参事

当時はなかなか分からないと思うので、今の扱いだとかでもいいんじゃないかなとは思いますが。

○片山廃棄物リサイクル課長

片山です。続いていいですか。5ページのところなんですけど、結局、原本というのを持っているのが熱海土木なんですよ。

○福田土地対策課長

もちろん。

○片山廃棄物リサイクル課長

いいですね。

それで、最後の文章で、年度ごとに偏在、一部書類の欠落が生じていたというのは原本がないもので分からないということなんですね。大本でつづられていたものが分からないもので、そこは原本がないから把握できないとか、確認できないとか、そういう表現になるのかなと思ったんですけど。もうちょっと言うと、以上のとおり、該当する公文書の原本が熱海土木にないんですね。

○福田土地対策課長

そうですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

ということなんですね。本庁に存在するものは、ほとんどが本庁に送られた文書ということなんですね。だから、偏りもあるし、中身が原本なのか、一部なのかが分からないということなんですね。

○福田土地対策課長

そうですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そんな感じのほうが分かりやすいかななんて、ちょっと個人的には思いました。一部の書類が欠落していたかどうか分からないですね。

○福田土地対策課長

欠落しているというのが何で分かるかという、例えば復命書の文中に(別添公図)とかと。なので、それがないから分かる。

○片山廃棄物リサイクル課長

なるほど。そういうことですね。

○内藤総務局長

じゃ、このところは、さっき清水さんが触れたところでちょっと確認をいただいてよろしいでしょうか。

清水さん、まだあるかもしれません。何点か。

○清水総務局参事

9ページの聞き取り調査の結果のところは、書きぶりというのはほかのものと合わせたほうがいいのかと思ったので、これはその部分だけで、ほかのとの横を見ながら、書き方は調整が必要かなと思ったので、それはそれだけでして、言ってもいいですか。

○内藤総務局長

はい。

○清水総務局参事

11 ページの4の(1)のところで、判明した事実関係というところで、表で記載されているんですけども、この部分については、ほかのものがポツで事実関係を記載しているので、一言ずつ同じような記載にしたほうがいいのかなど思った。

○内藤総務局長

さっきの森林みたいに。

○清水総務局参事

ほかも多分そうになっている。

○内藤総務局長

どっちがいいのかね。こっちのほうがよかったりして。

○清水総務局参事

ただ、考察を書くときにどの事実関係を引っ張ってきたかというところがあると思うので、何をやったかだけではなくて、若干肉がないと考察につながらないかなという気もするものですから。

○内藤総務局長

分かりました。そうですね。

○清水総務局参事

あと、この事実関係のところの一番下のポツで、完了検査を実施し、計画どおりの施設であることを確認したと言い切っている感じがあるんですけど、ここまで言い切って書いていいのかなというのは若干、実際には公文書もなく、聞き取りで完了検査した記憶があるというぐらいのことしか、事実としては把握できてないものですから、ちょっと言い切り過ぎかなという気がして。

○内藤総務局長

当時の職員に確認したところ、こういうことであつたみたいな書き方。

○清水総務局参事

あと、(2)のところの事実関係のところ、評価の基準をぼんと載せてあるんですけど、ここは何か抜き出すだけでもいいのかなと思って、開発許可の基準の中には、申請者に

当該開発行為を行うために必要な資力、信用があることという基準があるみたいな、そのぐらいで何かあっさりにしてもいいのかな。

○福田土地対策課長

確かに要らないところばかり。

○清水総務局参事

あと、(2)の考察の1ポツ目で、事後に出した数値のことが書いてあるんですけど、これは論点に対する考察になるのかどうかというのはどうなのかなとちょっと思ったんですけど。

○福田土地対策課長

逆に上に持っていったほうがいいということですか。事実関係とか。

○清水総務局参事

でも、これを逆に言うと、なくてもいいんじゃないかなという。

○福田土地対策課長

排除したことが適切であったか……。

○清水総務局参事

どうかというところの考察。

○福田土地対策課長

そうすると、法文だけになりますけど、配慮したことが適切であったかの根拠が。

○清水総務局参事

上のポツと下のポツというのはつながってはいないんですよね。

○福田土地対策課長

つながっていない。上のポツはどちらかというときに本当に事実。■■■■がこういう悪質な業者だったというのを書いてあって、下のポツは、なぜその悪質な業者だから排除しなければならなかったのか、それを書いているんですね。

○内藤総務局長

いいですか、清水さん。

○清水総務局参事

皆さんがどう思われているか、ちょっと分からないので。何か、ここの考察として、事後

にこういうことをやったので、対応方針であったと思われるというのはちょっと、この事案を踏まえて、今後はこういうふうにしようということで出したようにも見えるものですから。

○内藤総務局長

そういうふうには書けば。

○清水総務局参事

でも、それって考察なんですかねというところなんですけども。論点に対する考察という。排除したことは適切であったかというところの、この事案を踏まえた対応ということで書くならあれなんですけど、適切で……。

○福田土地対策課長

ここで書いてあるとおり、時期が近接しているというのは、要するに、この頃の県の考え方はこうでしたということの意味します。ちょっと文章力が足りなくて、読めないのかもしれないけど。土地対策室ではこういうことをした業者については排除することにしていました。

それか、ここは取っちゃいますか。

○清水総務局参事

逆に言うと、この部分というか、何だろう。

○福田土地対策課長

このくだりは要らない。

○清水総務局参事

このくだりというか、■■■■の状況というのが上に書いてあると思うものですから、例えば県は当時の■■■■の状況を踏まえて、■■■■には着実に許可条件等を遵守して事業を遂行することができない。信用がない。開発行為に必要な資金調達能力に不安がある。資力がない。及び工事の施工能力がないと判断し、同社に対し、今後の許可や変更許可はできない旨を伝えたものと考えられるみたいな、そんな感じでもいいのかなと思って。

○福田土地対策課長

それは2ポツ目に書いてある文言ですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

片山です。2ポツ目を前に出したらどうですか。それで、1ポツ目を補足的に書いて。本違反を受けて、直後に出した県の対応方針を明確にしたことは当時の対応としては適切

な対応だとかといったらどうですかね。そのほうが事実関係のところは1ポツのように■■■■にはと言っているの、1対1の対応だと、そのほうが見やすいかなという。

○清水総務局参事

その後の対応として、こういうこともやっているの、トータルとしてというのは。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○清水総務局参事

ひっくり返したほうが、確かに、この上のやつの収まりがいいような気がします。

○福田土地対策課長

清水さんがおっしゃっていることは確かに分かるので、考察のところ、今の順番変更も含めて、書き直します。その上でまた見てもらえれば。

○内藤総務局長

これは西暦で書くんでしたっけ。平成何年と書くんでしたっけ。そもそも。

○清水総務局参事

併記です。

○内藤総務局長

2000 何(H16)年とか書いて、また、同じ2004年が出てくるときは、もう一々(H16)をつけないという。

○清水総務局参事

事実関係のところ、そういうルールでつくっていただいている。

○内藤総務局長

12 ページと、平成14年12月26日。これは付、文書名だからか。

○福田土地対策課長

そのまま使っているの。

○内藤総務局長

その下は2003(平成15)年。

○福田土地対策課長

これは平成 15 年になるのか。

○内藤総務局長

この辺の書きぶりはまたあれですね。

そのほかはいかがでしょうか。望月さん。

○望月盛土対策課長

例の 20 年前の土砂崩れの写真で、これでいいですか。ちょっと少ないかななんて情報量として。あるなら、くっつけておいたほうがいいのか。最低限度。ヒアリングもしてくれたようだから、有識者にちょっとコメントを書くとか。あとは排水路の図面と不一致があるとかね。Lのところ。そういうのも補足的に入れていくとかね。

○福田土地対策課長

(3)は、これでは確かに満足されないだろうなという気がします。

○望月盛土対策課長

これ以上調べようがないから。

あと、原因究明の中で水の流れ、水行っているじゃないですか。杉本さんのつくられた。水の流れ。●●のところ、地層が変わって、本来そこに水の流行があるんじゃないかと指摘される方がいるんだけど、その下ですね。水の流れ。そこをもうちょっとコメントを入れて、添付資料としてやるとか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

地下水の流れのことを。聞き取りの調査結果ということなので、20 年前の土砂崩れの内容は、メカニズムの内容を見直すだけの、だけのと言ったらおかしいけど、そういう行政資料であったのかということだと思えます。

今、行政手続の関係をやっている中に、発生メカニズムのそういう先生の聞き取り調査をしたということは、そういう確認事項として入れてもいいのかなと思うけど、その結果こうであったというところまで書くのがどうかなというふうに思った。確認すれば事実を言ってもいいのかもしれないけど、その辺は確かに新聞に掲載された 20 年前の土砂崩れの内容ということであるんだっただらば、聞き取り調査結果としては、発生メカニズムの委員の先生への聞き取り調査結果というのも入れてもいいのかもしれないねということです。

○望月盛土対策課長

職員も相当ヒアリングして、ほぼ覚えてないんですよ。この文書だと……。

○福田土地対策課長
誰も覚えてない。

○望月盛土対策課長
だって何人ヒアリングして、そのうち最後ですというような。

○福田土地対策課長
最初書いたんです。3人、当時の職員全員に聞いた。

○望月盛土対策課長
ほぼ全員ですよ。

○福田土地対策課長
課長を除く全員です。

○内藤総務局長
だから、問題は、発生メカニズムはここで本当にやることではないんですけど、要は、木が植えられては困るよねと言っているながら、それをちゃんと健福とかに通報したのかどうなのかという。その記録はないんだけど、もしそれが放置されたとしたら、それが本当に問題なのか。考察すると、確かにいけない行為で、あまり褒められた行為ではないけど、ちゃんと通報するべきであったと思うんだけど、どちらかというと、それはこの当時の担当者というよりも、あそこに盛土、もしそこにいっぱい放置された木があるとしたら、そこにその木を片づけずに盛土をしてしまった人がやはり一番悪いんだと思うんですよ。それを監督する人って誰なのかと言ったら、それは県ではなくて熱海市なのかなと思うんですけどね。

○望月盛土対策課長
実際盛土したんですかね。

○福田土地対策課長
それも分からない。

○内藤総務局長
盛土、あの木がどうなったかというのは分からないですけど、あの木がもし埋まったままだとすると、誰がそれを撤去させるべきだったかという、もちろん 2003 年当時の熱海土木の人がいろいろ気がついて、健福センターに連絡をして、何か廃棄物だということで、何とかしてもらおうという行政対応もあればあったでよかったんですけど、それ以上にやっぱりあそこに、源頭部ですね、あそこに盛土させてしまったとすると、その行政対応のほうがよりまするかと思ったのかなと思うんですけどね。ということは、どちらかというと、

県よりもむしろ熱海市のほうに責任があるのかなと思うんですけどね。そういう状態のところ盛土を許しちゃったということは。

○清水総務局参事

1点ちょっといいですか。この伐採木の関係なんですけど、たしか公文書の中で伐採木というか、木は処分したのかしないのかみたいなやり取りをしている、含みみたいなのがあった気がするんです。それで、確かさっきの[REDACTED]とか、来た。時点を確認しないと、ここ合っているかどうかあれなんですけど、たしか裾野かどこかの業者に頼んで処分したはずだみたいなことを言っていて、マニフェストもあるから、事業者が出すと言っていたけど、まだ出してないんですかみたいなことを、では、私からも言っておきますよみたいな、そんなやり取りがあったのを記憶しているものですか。マニフェストが出てきたかどうかまではちょっと分からないんですけど、ただ、全く何にもやってなかったわけじゃないというところの証拠にはなるかもしれないなど今ちょっと、何のアプローチもしてなかったような……。

○内藤総務局長

撤去させたということですか。

○清水総務局参事

なので、撤去されているかどうか分からないんですけど。

○福田土地対策課長

それはD文書ですか。

○清水総務局参事

Dです。なので、この冊子には入ってなくて、後から配付したものの中にそのくんだり、木について触れているくんだりがあったような気がするものですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

片山です。ありましたね。かなり具体的に言っていましたね。うそっぽくないようなことで。

○内藤総務局長

あの木なんですか。

○清水総務局参事

あの木かどうか分からないんですけど。ただ、木について話題にしている。

○片山廃棄物リサイクル課長

具体的に裾野か御殿場か、あっちの方の業者。何とかという業者でという話で。多分

そのときにマニフェストがあると言っていて、では、それを出せば確認できるねという話を。

○清水総務局参事

■が言ったとおりだったと思うんですけど。

○内藤総務局長

そこがつながるんだったら、それはそれで。

○清水総務局参事

なので、最終的には確認できてないかもしれないんですけど、全く気にしてなかったわけではないというところの証拠にはなるかなとは思っている。

○内藤総務局長

そういう対応を一応したと思われるけど。

○清水総務局参事

最終的な確認はちょっと。

○内藤総務局長

最終的には確認できないね。

○清水総務局参事

その処分は。

○内藤総務局長

そういうのがあんなら、そこを書いたほうがいいね。

○福田土地対策課長

そうですね。おっしゃるとおりで。ちなみに前回のこの話のときに、廃棄物のことについて■に確認することと言われていまして、■に確認したら、当時は、その廃棄物の関係、熱海土木が対応していたはずだと、返事がありました。今日、■に聞いたら、確かに自分たちは熱海保健所にそういう場合は連絡していましたと言っています。

○内藤総務局長

でも、あの木のことは。

○福田土地対策課長

木のことはまた別の話だと思います。

○内藤総務局長

何かあれば土木が●●した。

○福田土地対策課長

そうです。基本、廃棄物に関しては、土木は、熱海保健所に連絡していた。ただ、木はまた別な話ですね。文書をもう1回当たって、今のくだりを探します。

○望月盛土対策課長

熱海保健所ですか。

○福田土地対策課長

そう。

○望月盛土対策課長

でいいんですね。

○福田土地対策課長

そうです。

○片山廃棄物リサイクル課長

あれがあったですね。集約というか、業務の集約みたいなのが何かあったのではないかと思うんですね。

○内藤総務局長

8年とか9年だと、東部健福になっていますので、2009年か。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○内藤総務局長

熱海保健所というよりは、東部健康福祉センターですから。

○福田土地対策課長

■■■■は熱海保健所と言っていたので、恐らく。

○内藤総務局長

そのときは、では……。

○清水総務局参事

残っていたんですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

20年前の土砂崩れのところに、Dの64の文書ということで書いてくれてあるんですけど、先日の新聞にも出ていたDの55についてはこのときのヒアリングでは相手に提示して、意見というか、話を聞いているんですか。

○福田土地対策課長

聞いています。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

となれば、それも分かるように書いておいたほうがいいかな。それがやってないと、また誰かが言ったときに。

○内藤総務局長

あの人が言っているのは、一応、一とおり。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

どこかに入れておかないと。

○内藤総務局長

入れておかないと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

先ほど望月課長から話があったように、ここにメカニズムのほうの委員の先生の聞き取り結果というところを事実関係として、要るならば書かせてもらいますが、そういうのを一文入れておけば、向こうで評価しています、確認したというところは。

○内藤総務局長

先生は3人ぐらいいらっしゃいましたっけ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

3人。

○内藤総務局長
3人の先生とも。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
話をして。

○内藤総務局長
入れておきますかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そのほうがいいような感じがします。

○福田土地対策課長
それはどこに。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
事実関係。

○福田土地対策課長
聞き取りのほう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
聞き取りの調査結果。
またつくります。

○福田土地対策課長
お世話になります。

○内藤総務局長
(3)の書き方で、担当者、ほかのところは事実関係の表の中に埋め込んでいるのでしたっけ。四角く囲って。聞き取り調査結果として別建てで、皆さん、書いてくれているので。結構みんなも。

○福田土地対策課長
そうですね。例えば■■■■とかそういうふうに書いていました。県とか。私は文書ごとにやりましたけど。

○内藤総務局長
聞き取り調査の結果というか、(3)と1項、起こしてくれているんじゃないですか。

○福田土地対策課長
聞き取り調査の結果。

○内藤総務局長
今の20年前の土砂崩れの話とか。

○清水総務局参事
土砂災害は事実関係の下に入れてくれてあった。聞き取り調査の結果。

○内藤総務局長
そこまでそうやって書いてくれていた。事実関係の中に、公文書では確認できないけど、聞き取り調査の結果こうだったみたいに埋め込んでくれていたんですね。

○福田土地対策課長
そうですね。

○清水総務局参事
一番下に入っていた。

○松村砂防課傾斜地保全班長
一番下に入れてあったりとか、3のところが途中に入っていたりとか、場所によって、公文書を補足するような、完全に補足するような場合にはその公文書の下につけていますし、公文書と全く関係なく、追加で聞いた場合には別項目を立てて、一番の下に足している。

○内藤総務局長
そこも合わせたほうがいい。

○福田土地対策課長
追加させるか。

○内藤総務局長
多分、さっきの20年前の土砂崩れの話だったら、7ページの下の方。こちら辺の後に、例えば職員氏名何とも一切記録なしというところの下に、この聞き取り調査結果を書いて。難しいな。やっぱり考察のところであれなのかな。それは触れたほうがいいのかな。20年前の土砂崩れってここに出てくるんだけど、論点とか考察のところになんか全然出てこなくなっちゃいますものね。書き方をちょっと考えて。

○福田土地対策課長

(3)は倒木への対処の話なので。

○内藤総務局長

資料にという意味では、無許可開発に対する是正措置の対応に入るとすれば、(1)のところで、事実関係の考察も書いても……。違うか。(3)か。(3)に埋められてしまう可能性があるとの認識を持っていた。埋められていた倒木について適切に対応した。まさにこここのところかな。

あるもので、この考察のところに、さっきの先生の意見等を入れていけばいいのかな。14 ページの下のところ。

○福田土地対策課長

こっちに入れますか。

○内藤総務局長

これは、さっきの……。ごめんなさい。今9ページにあるのは事実関係ということでものね。

○福田土地対策課長

これは聞き取り調査結果。

○内藤総務局長

聞き取り調査結果、事実はこうでした。それは前の年表のところに埋め込んでいただくことにして。やはり今みたいな先生の意見だとかというのは、この考察のところに書くような格好にしたほうがいいのかなど。

今、14 ページの考察のところで、一般的な対応として保健所に通報しているから、その可能性が高いとかということではなくて、さっき言ったことですね。清水さんがさっき言っていた。もうちょっと詳しい、実際、事実関係があるんだったら、そういう対応をしたと考えられる。

○福田土地対策課長

さっきの文章がある。

○内藤総務局長

そうですね。3ポツ目として、3ポツ目というか、この下に、先生の意見というか。

○福田土地対策課長

それを入れますか。

○内藤総務局長

持ってくると、4の(1)、(2)と論点が並んで、これは分けられないということなんですか。

○福田土地対策課長

これはどうしても一体になっちゃうんです。両方、開発許可申請の話なんですけど、ばらばらにしても言っている内容がほとんど重なってしまうので。

○内藤総務局長

分かりました。

その他何かありますでしょうか。清水さん。

○清水総務局参事

全体でいいですよ。5の再発防止に向けた対策のところの1ポツ目って、再発防止に向けた対策というか、何か具体的な事案についての対応が書いてあるような気がするんですけど、これってあれなんですかね。ここに書かれている内容って……。

○福田土地対策課長

もともと書く材料がなかったの。

○清水総務局参事

前から読んでいったときに、この内容って分かるのかなというのがちょっと。若干、提言というか、対策として、検証委員会として示すところの対応と若干そりが合わないかなという。

○福田土地対策課長

ちょっと違和感がありますね、確かにね。取っちゃいますか。では、これは外して。

○内藤総務局長

2ポツ目以降はいいですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

いいですか。13 ページで、通知を出したというのがあるじゃないですか。違反の場合、違反者は許可の資格を失いますという、この通知は今も周知とか、再確認とか、したりしているんですか。

○福田土地対策課長

これはまだ生きている通知ですけど、再確認。

○片山廃棄物リサイクル課長

この通知を出したのは今も……。

○内藤総務局長

大分昔の通知だと、現在もしっかり認識しているかという。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことです。

○福田土地対策課長

それは認識されてないな、確かに。

○片山廃棄物リサイクル課長

ないですかね。これを引き続き県の方針だよと言ってやっていくのか、その辺がよく分からないんですけど。何というか、厳正に対応していくんですよという姿勢を見せるとか、そういうのを毎年、こういった協議会でやりますよというか。

○内藤総務局長

こういうのは、すぐ移譲されちゃって、この県の通知というのが生きるんですか。

○福田土地対策課長

多分参考ですね。県はこういう通知を出しています。もちろん県がまだ持っている市町もあるものですから、そこは当然、適用されるんだけど、権限移譲されているところについては、県の通知は参考でしか。

○内藤総務局長

じゃ、市によっては別に、違反した業者であっても、ちゃんと改心すれば、また許可を出す可能性もあるとか。

○福田土地対策課長

そうですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここの3行で詰まっている、3行の文章で全部入っているということですね。

○内藤総務局長

時間が。望月さん。

○望月盛土対策課長

これ、全体なんだけど、個人名を出しちゃっていいですか。

○清水総務局参事

出すときには匿名になるように。

○内藤総務局長

それは多分ほかも。

○清水総務局参事

そのまま。

○福田土地対策課長

会社もそうですね。

○清水総務局参事

そうですね。今、実名が出てないとちょっと分からなくなってしまうので。AとかBとかだと誰だっけとなるので。

○内藤総務局長

出すときにはA社とか、Bさんとか、そういうように戻して、戻す作業が面倒くさいんだよね。

○清水総務局参事

ですけど、多分、今この時点でAとかBとかなると、何だかよく分からない。

○内藤総務局長

そうですね。それを出すときは、ちょっと慎重に。

都市計画法はまだなかなか、もう少しやりたいことがあるので、今日も、時間もかなり超過しているということで、今日のところはここで終わりにして、次回は……。

○清水総務局参事

20日の午後なので。

○内藤総務局長

1時15分。

○清水総務局参事

1時半とか、それぐらいからできればと。

○内藤総務局長

そのぐらいから開ければと思っています。

○清水総務局参事

何か入っていますか。

○望月盛土対策課長

16時から三島。

○清水総務局参事

16時で三島。ということは3時ぐらい。そうですね。午前中は使えないですものね。

○内藤総務局長

なかなか再調整も難しいので、望月課長はこれをよく読んで、意見を出していただきたい。できれば途中までは参加していただいてということでいいですか。

○清水総務局参事

先に望月課長の意見をいただいてしまって、という感じにすればいい。

○内藤総務局長

そうそう。最初、望月さんから意見をいただくような格好で、福田課長は直せる範囲で、また、ちょっと……。

○福田土地対策課長

そうですね、今いただいた意見は、さっと直すとして。

○内藤総務局長

リバイスかけていただいて、それを踏まえてやりたいと思います。あと、廃掃法と……。

○清水総務局参事

土採取。

○内藤総務局長

ということで、その辺までちょっと望月さんの意見をもらい切れないかもしれないですけど。

○清水総務局参事

ボリュームが。

○内藤総務局長

20日で全部また出切れないかもしれないですけど、やれるところまでやりたいと思います。

それでは、そのほか何か、何でもいいですが、何かありますか。よろしいですかね。

それでは、本日の会議はこれで終了します。お疲れさまでした。